**令和7年度町村等職員採用試験の実施について**

１　公益財団法人日本人事試験研究センターの利用について

　　職員採用試験の実施するにあたり、試験センターを利用する場合は、次の方法があります。

　(1)　各団体が、直接、試験センターと契約をして申込む方法

　(2)　各団体が、町村会へ申込む方法

　　※　別紙「統一試験の取り扱いについて」、別紙「個別試験の取り扱いについて」及び別紙「点字試験の取り扱いについて」を御参考に、町村会へお申し込みください。

２　変更等について

　(1)　令和7年度から、専門試験「心理」と特別科目として第2回統一試験日に提供となります。

　(2)　令和7年度から、専門試験「幼稚園教諭」は特別科目として、第1回統一試験日及び第2回統一試験日のみでの提供となり、第3回統一試験日及び個別試験日での提供は取りやめとなります。

　(3)　令和7年度第1回統一試験日以降から、消防適正検査A「F－A」については改訂となります。

　(4)　令和7年度から、1回目の基本料金について、改定となります。

　(5)　令和7年度から、BEST（テストセンター方式）の利用料金については、次のとおりとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 職務基礎力試験（BEST）  〈BEST－A・BEST－P〉 | 受験者1名当り4,300円（消費税別）  （ただし、受験者1名から5名までの場合は一律25,000円（消費税別）） |
| 職務能力試験（BEST－A）のみ | 受験者1名当り3,600円（消費税別）  （ただし、受験者1名から5名までの場合は一律21,500円（消費税別）） |

　(6)　令和8年4月から、全国のテストセンターで実施できる試験として、Standard及びLojicalが追加されます。

３　申込部数料金以外の費用等について

　　基本料金については、同一団体1回の申込みにつき33,000円（消費税別）の負担となります。ただし、同年度内の2回目以降の申込みの場合は15,000円（消費税別）の負担となります。

(1)　統一試験

　①　直接、試験センターと契約をして申込みをした場合は、基本料金33,000円　（消費税別）または15,000円（消費税別）の負担となります。

　　②　町村会へ申込みをした場合は、基本料金は町村会が負担します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 基本料金 | 申込部数料金 |
| センターへ申込 | 実施団体 | 実施団体 |
| 町村会へ申込 | 町村会 | 実施団体 |

　(2)　個別試験

　　①　直接、試験センターと契約をして申込みをした場合は、基本料金33,000円　（消費税別）または15,000円（消費税別）の負担となります。

　　②　町村会へ申込みをした場合は、基本料金は15,000円（消費税別）とし、実施団体の負担となりますが、実施日が他の団体と重なれば、基本料金を実施団体で按分しますので、各団体の負担額が軽減されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 基本料金 | 申込部数料金 |
| センターへ申込 | 実施団体 | 実施団体 |
| 町村会へ申込 | 実施団体  （按分） | 実施団体 |

(3)　点字試験

　　①　直接、試験センターと契約をして申込みをした場合は、事前登録料22,000円（消費税別）、基本料金33,000円（消費税別）または15,000円（消費税別）の負担となります。

　　②　町村会へ申込みをした場合は、事前登録料22,000円（消費税別）は町村会が負担します。また、基本料金は15,000円（消費税別）とし、実施団体の負担となりますが、実施日が他の団体と重なれば、基本料金を実施団体で按分しますので、各団体の負担額が軽減されます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事前登録料 | 基本料金 | 申込部数料金 |
| センターへ申込 | 実施団体 | 実施団体 | 実施団体 |
| 町村会へ申込 | 町 村 会 | 実施団体  （按分） | 実施団体 |

４　試験科目以外の各種適性検査について

採用試験を補完する適性検査として、次の検査も用意されておりますので希望があれば併せて申込みください。

(1)　事務適性検査

(2)　業務適性検査

(3)　消防適性検査（Ａ・Ｂ）

(4)　看護師適性検査

(5)　性格特性検査

(6)　職場適応性検査

５　専門試験の提供について

　(1)　「行政選択解答制」及び「幼稚園教諭」の提供日は、統一試験の7月13日（日）及び9月21日（日）のみ

　(2)　「社会福祉」、「心理」及び「栄養士」の提供日は、統一試験の9月21日（日）のみ

　(3)　「保健師」の提供日は、全ての統一試験日と、個別試験として6月15日（日）、12月7日（日）及び1月25日（日）

　(3)　「保育士」の試験実施日を個別試験として、6月15日（日）、12月7日（日）及び1月25日（日）に実施されますと利用料金が統一試験と同額で提供されます。

　(4)　「保育教諭」の試験実施日を個別試験として、6月15日（日）に実施されますと利用料金が統一試験と同額で提供されます。

**統一試験の取り扱いについて**

（　別　紙　）

１　試験日について

第１回　　令和７年　７月１３日（日）

　　第２回 令和７年　９月２１日（日）

　　第３回　　令和７年１０月１９日（日）

２　申込方法等について

(1)　町村職員等採用試験の実施の有無及び試験科目等を把握するため、「試験実施計画書（統一試験）」（別紙１）を**６月６日（金）**までに町村会へ提出してください。なお、提出後に変更等がある場合は、改めて、それぞれの締切日までに町村会へ提出してください。

　【試験実施計画書締切日】

　　　○　７月１３日実施（第１回）・・・６月　６日（金）まで

　　　○　９月２１日実施（第２回）・・・８月１４日（木）まで

　　　○１０月１９日実施（第３回）・・・９月１２日（金）まで

(2)　試験問題の確定部数の報告は、「問題集発送申込書（統一試験）」（別紙２）及び「職種別利用科目表（統一試験）」（別紙３）を、それぞれの締切日までに町村会へ提出してください。試験員用の試験問題集は、1試験室につき1部を無料としてお渡しします。

なお、確定申込後の部数変更はできませんので、各団体の受験申込締切日を、町村会の確定申込締切日前までに設定していただくよう御協力をお願いします。【確定申込締切日】

　　○　７月１３日実施（第１回）・・・６月１６日（月）まで

　　○　９月２１日実施（第２回）・・・８月２５日（月）まで

　　○１０月１９日実施（第３回）・・・９月２２日（月）まで

(3)　申込みを受けた試験問題集等は、統一試験日の前々日までに、『セキュリティ付きゆうパック』で町村会から、実施団体へ送付させていただきます。

(4)　試験終了後、試験問題集及び回答用紙は試験員用も含めて全部回収していただき、翌日（月）の8時30分から12時までに、町村会事務局へ御持参ください。（試験員実施要項及び各種検査の要項も含みます。）

　(5)　採点結果が試験センターから届きましたら、直ちに「簡易書留速達郵便」で実施団体へお送りします。

【利用スケジュール】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 試験日 | 試験日 | 試験実施計画書  （締切日） | 問題集発送申込書  職種別利用科目表  （締切日） |
| 第１回統一試験 | ７月１３日 | ６月　６日 | ６月１６日 |
| 第２回統一試験 | ９月２１日 | ８月１４日 | ８月２５日 |
| 第３回統一試験 | １０月１９日 | ９月１２日 | ９月２２日 |

**個別試験の取り扱いについて**

（　別　紙　）

　町村会へ申込みをした場合は、試験センターとの契約は不要となり、基本料金15,000円（消費税別）は実施団体の負担となりますが、実施日が他の団体と重なれば、基本料金を実施団体で按分しますので、各団体の負担額が軽減されます。

１　試験日について

　　2025年度試験問題ご利用案内の「2025年度問題集等提供可能な試験実施日一覧」から問題集の提供可能な日を確認の上、試験実施日を決定してください。

２　申込方法等について

(1)　試験実施日の約1か月前までに「試験実施計画書（個別試験）」（別紙４）を町村会へ提出してください。

(2)　試験実施日の約10日前までに「問題集発送申込書（個別試験）」（別紙５）及び「職種別利用科目表（個別試験）」（別紙６）を町村会へ提出してください。ただし、試験実施日が下記の場合は申込書等の締め切り日が早まりますので御注意ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 試験実施日 | 申込書等締め切り日 |
| ５月５日～５月　９日 | ４月２３日まで |
| １月３日～１月１２日 | １２月１９日まで |

　(3)　試験センターから届いた試験諸用紙は、試験実施日の前々日までに実施団体へ『セキュリティ付きゆうパック』で町村会からお送りします。（問題集、基本料金等利用料金請求書を同封いたしますので、指定口座へ御入金ください。）

　(4)　試験実施日翌日（祝祭日の場合は翌々日等開庁日）の8時30分から12時までにまでに試験諸用紙、全てを町村会まで**御持参**ください。町村会で点検後、試験センターへ送付します。

　(5)　採点結果が試験センターから届きましたら、直ちに「簡易書留速達郵便」で実施団体へお送りします。

**点字試験の取り扱いについて**

　町村会へ申込みをした場合は、試験センターとの契約は不要となり、事前登録料は町村会が負担します。また、基本料金は実施団体の負担となりますが、実施日が他の団体と重なれば、基本料金を実施団体で按分しますので、各団体で負担額が軽減されます。

（　別　紙　）

１　試験実施日について

　令和7年11月2日（日）　午前

２　利用料金等について

　(1)　事前登録料　　　　22,000円（消費税別）

　　※点字受験の応募者がいなかった場合でも、支払が必要です。

　(2)　部数料金　　　　　1部　33,000円（追加1部につき、11,000円）（消費税別）

　　※試験員用1部、予備1部、墨字問題集1部を含みます。

　(3)　基本料金　　　　　15,000円（消費税別）

　(4)　標準解答時間　　　3時間

３　申込方法等について

　(1)　点字試験を実施する場合は、8月12日（火）までに「試験実施計画書（個別試験）（別紙４）を町村会へ提出してください。

　(2)　申込部数については、9月18日（木）までに「問題集発送申込書（個別試験）」（別紙５）を町村会へ提出してください。なお、応募者がない場合は、その旨御連絡ください。

　(3)　試験センターから届いた試験諸用紙は、試験実施日の前々日までに実施団体へ『セキュリティ付きゆうパック』で町村会からお送りします。（問題集、基本料金等利用料金請求書を同封いたしますので指定口座へ御入金ください。）

(4)　試験実施日翌々日、11月4日（火）の正午8時30分から12時までまでに試験諸用紙、全てを町村会まで**御持参**ください。町村会で点検後、試験センターへ送付します。

　(5)　採点結果が試験センターから届きましたら、直ちに「簡易書留速達郵便」で実施団体へお送りします。

４　試験の実施には、（公財）日本人事試験研究センターが作成した、別添「点字試験の実施における主な留意点について（メモ）」で御確認ださい。

５　点字試験申込み等の流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 〈点字試験〉 |  | 〈同日に行う他の試験〉 |
| **8月12日（火）までに**  **「試験実施計画書（個別試験）」（別紙４）**  **をＦＡＸ送信** | 実施団体  ↓  町村会 | **１０月２日（木）までに**  **「試験実施計画書（個別試験）」（別紙４）**  **をＦＡＸ送信** |
|  |  |  |
| 8月19日（火）までに  「事前登録書」  をＦＡＸ送信 | 町村会  ↓  センター | 10月3日（金）までに  「試験実施計画書」  をＷＥＢ登録 |
|  |  |  |
| 委託契約（覚書）締結 | 町村会  ↓  センター |  |
|  |  |  |
| **9月１８日（木）までに**  **「問題集発送申込書（個別試験）（別紙５）**  **をＦＡＸ送信** | 実施団体  ↓  町村会 | **１０月22日（水）までに**  **「問題集発送申込書（個別試験」（別紙５）**  **「職種別利用科目表（個別試験）」（別紙６）をＦＡＸ送信** |
|  |  |  |
| 9月25日（木）までに  「点字試験問題集発送申込書」  をＦＡＸ送信 | 町村会  ↓  センター | 10月23日（木）までに  「問題集発送申込書」  「職種別利用科目表」  をＷＥＢ登録 |
|  |  |  |
| 10月14日（火）予定  点字試験問題集等受領  受領後、実施団体へ送付 | センター  ↓  町村会  ↓  実施団体 | 問題集等を受領後、実施団体へ送付 |
|  |  |  |
| **試　験　実　施（１１月２日）** | | |
|  |  |  |
| **点字による解答を解答用紙**  **（マークシート）へ転記** | 実施団体 |  |
|  |  |  |
| 「解答用紙」及び「問題集等」を御持参ください。 | | |

**点字試験の実施における主な留意点について（メモ）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人

　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本人事試験研究センター

　点字試験の実施には、以下の点に加え、解答方法、試験場へのアクセス、介助者の有無などに留意し、受験者との連絡調整を行うことが求められます。

**１．試験場（室）の選定**

◯　受験者の誘導（避難誘導を含む）が安全で容易であること。

◯　トイレへの移動及び利用が安全で容易であること。

**２．試験補佐員の確保**

　 ◯　次の点に対応することができるように、点字を理解できる晴眼者を配置すること。

　　 ・試験終了後、点字での解答を解答転記用紙に墨字で転記し、照合する。

　　 ・問題集に関する受験者からの質問の内容を確認する。

　 ◯ 受験者の人数に応じて増員すること。

**３．試験の実施時間の延長**

　　　◯　点字試験は墨字試験の実施時間を延長して実施すること。

　　　　　（例）国家公務員採用試験では１．５倍の時間延長

◯　試験時間の延長、他の試験種目等の有無を踏まえて、受験者の集合時刻、試験の開始時刻、終了時刻等を設定すること。

**４．解答用紙等の準備**

　　　◯　点字盤や点字器、点字タイプライターに合った解答用紙及び下書き用紙を用意すること。

**５．音声読み上げを併用する場合**

　　◯　受験者１名につき１室の試験室を確保すること。

　　◯　試験室において、パソコンや音声再生機器等の電源を安全に確保できること。

　　◯　音声読み上げに必要なパソコンやソフト、音声再生機器（パソコンの内蔵スピーカー等）を用意し、動作確認を行うこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上